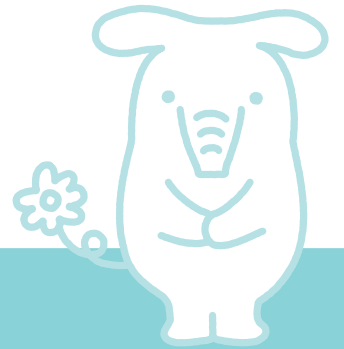


4



コンプライアンス等への 取り組み

コンプライアンスへの取り組み……………	92
マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応…	93
利用者保護への取り組み……………	94
情報セキュリティへの対応……………	94
利益相反管理方針の概要……………	95
個人情報保護への取り組み……………	96
金融 ADR 制度への対応……………	97
金融円滑化への取り組み……………	98
内部監査体制及びリスク管理体制……………	99

● コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス
への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令等を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められています。

当会はその責任を十分に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンスにかかる基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修等で全役職員に徹底しております。

他にも、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラム推進要領に基づき実効性のある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っております。

《コンプライアンスにかかる基本方針》

Ⅰ 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っております。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

Ⅱ 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

Ⅲ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請

に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

Ⅳ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

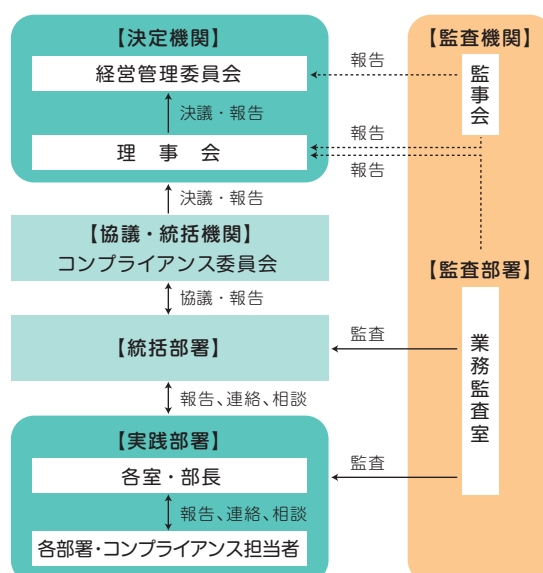
Ⅴ 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

Ⅵ 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

《コンプライアンス実施体制》



マネー・ローン ダリング等 及び反社会的 勢力等への対応

当会は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまで以上に高まっております。当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、系統マネロン管理システムを活用し、リスクに応じた対策を適切に講じております。

令和6年12月には、岩手県警察と「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止並びに特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結し、各種金融犯罪の被害拡大防止や未然防止に努めております。

《マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安

委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

利用者保護への 取 り 組 み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適切かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るための継続的な取り組みを行っています。

《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になるうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備に努める。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

情報セキュリティ への 対 応

当会では、会員・利用者等のみなさまに、より一層の安心とサービスを提供するため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、会内の情報及びお預かりした情報の適切な取り扱いに努めております。

《情報セキュリティ基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利益相反 管理方針の 概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農協法、金融商品取引法、関係するガイドライン及び利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

《利益相反管理方針の概要》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さ

まに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。

この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護 への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護方針」を定めて公表するとともに個人情報の取扱いにかかる内部管理規程等を制定し、統括管理者を設置する等個人情報の保護にかかる体制を整備しております。

《個人情報保護方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者及び委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定

める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等並びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号
岩手県信用農業協同組合連合会 資金部
TEL 019-626-8726

金融ADR制度 への対応

金融ADR制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法等に各金融機関の行為規制が定められております。

当会では、お客さまからのご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お申し出の内容・事情等を十分にお伺いし、可能な限りお客さまのご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。

①苦情処理措置の内容

当会では、利用者みなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談及び苦情等を受け付けております。

苦情等受付窓口	資金部（貯金関係）	電話番号 019-626-8726
	融資部（貸出関係）	電話番号 019-626-8735
	受付時間	9:00～17:00（金融機関の休業日を除く）

なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）
電話番号 03-6837-1359
受付時間 9:00～17:00（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

苦情などの申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者みなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

なお、JAバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者みなさまは当相談所を通じて上記弁護士会をご利用いただけます（直接の申し立てはできません）。

金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

（令和6年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権累計は、348件、13,201百万円となっております。）

《金融円滑化にかかる基本的方針》

岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
（1）代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（2）代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（3）「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● コンプライアンス等への取り組み

内部監査体制及びリスク管理体制

内部監査体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

リスク管理体制

会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関としてALM・リスク管理委員会を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスクを総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

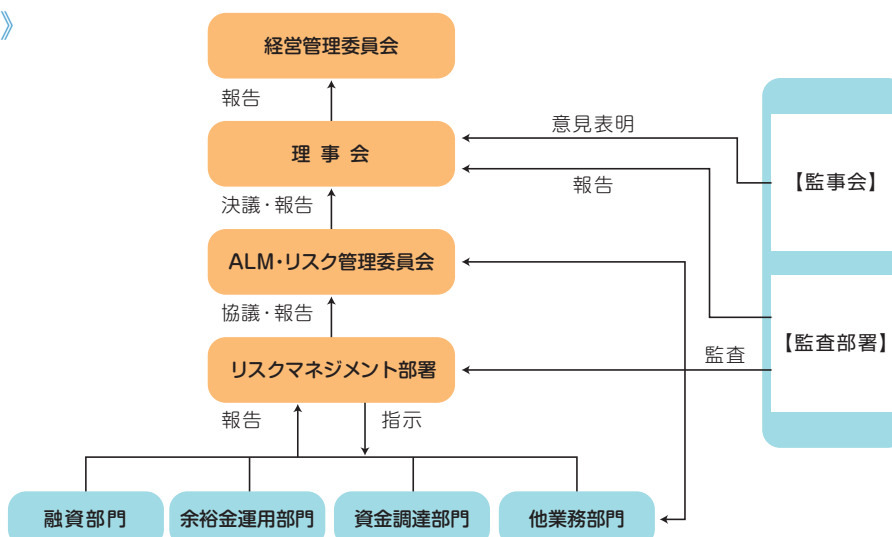
① リスク管理全般

「リスクマネジメント方針」等リスク管理にかかる重要事項の決定は理事会で行っております。また、各種リスクの実態把握及び統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査及び債権管理能力の向上に努めております。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

《リスク管理体制》



②各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理する等、信用リスク管理に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等についてVaRによるリスクの計量化を行うとともに、銀行勘定の金利リスク量（ Δ EVE 及び Δ NII）を計測し、リスクバランスや銀行勘定の金利リスク量の水準を管理しております。

リスク
マネジメント

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、業務の過程、役職員の活動、システムの不適切及び外生的な事象にかかるリスク等です。

当会では、報告制度により顕在化事象を分析するとともに、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、情報セキュリティに対してはセキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。近年高度化・巧妙化しているサイバー攻撃については、部門横断的な管理態勢のもとでサイバーセキュリティ対策の強化を図っております。